

2021年7月21日

意見書

立憲民主党倫理委員会 御中

衆議院議員 本多平直

(立憲民主党ハラスメント防止対策委員会を以下、「本件委員会」と表記し、同委員会が出した報告書を「本件報告書」と表記します。また、立憲民主党性犯罪刑法改正に関するワーキングチームを「WT」と表記します。)

第1 はじめに

今回、私の言動が「党の名誉及び信頼を傷つけ、党の運営に著しい悪影響を及ぼすもの」として、党员資格を1年間停止する処分を倫理委員会に諮ることが本年7月13日の常任幹事会において提起され、了承されております。このような処分は、事実上政党政治家としての私の政治生命を絶つに等しいものであり、到底、承服いたしかねます。

以下、私の言い分を述べます。

第2 処分の手続きが党規約及び党倫理規則に則っていないこと

1 党倫理規則第5条第3項に規定する幹事長による調査がなされていません

貴委員会への処分案の諮問を審議した常任幹事会において、処分案に係る調査は本件委員会に委任されその事実認定は本件報告書の記載事項のみによると党代表及び幹事長より説明されたと承知しています。

しかし、党倫理規則第5条第3項においては、「幹事長は・・・処分

について発議する場合、公正な調査に基づいて事実を確認する」と明記されています。この点、私はこの間、幹事長より処分に関する調査を受けたことは一切ありません。そして、本件委員会が行ったとする調査が倫理規則が求める「幹事長による公正な調査」に該当し得ないことは当該条項上明らかであると思います。(なお、党規約第48条第5項についても当然に幹事長による調査を規定したものと解されます(同条第3項「調査」ご参照))

また、本件委員会による調査は倫理規則第5条第3項に定める調査にその実体上も該当し得ないものと解されますところ、以下の点を貴会及び貴委員会において適正手続きの保障の観点より幹事長及び本件委員会にご確認を頂きたいと思います。

(1) 幹事長より本件委員会に対して「処分のための公正な調査」が明確に諮問されているのか。

(この点、本件報告書「1 諮問の内容」にはそのような記載はなく、「1 諮問内容」にある「1 事実調査」については6月18日に、本件委員会の金子雅臣委員長より「処分を前提にした検証ではない」旨の説明を受けております。また、私は、仮に処分を検討するのであれば党規に基づく調査を行うよう幹事長に対し文書で要請をしていました。)

(2) 仮に上記の諮問があったとする場合に、本件委員会は事実上私の政治生命を絶つに等しい重大な処分を正当付けるだけの公平公正及び中立性に基づく組織構成(事務局を含む)やその運営が確保されていたのか。

(なお、倫理規則第5条第3項には「公正な調査」との要件が明記されております。)

2 党倫理規則第5条第3項に規定する「弁明の機会」が与えられていません

倫理規則第5条第3項においては「幹事長は・・・処分について発議する場合、・・・処分の対象となる党員の弁明を聴取する機会を確保するなど、その権利の擁護に配慮しなければならない。」と規定されています。ところが、私は当該条項に基づく弁明の機会は何ら与えられないままに処分案が常任幹事会に諮られております。

事実は、7月13日の常任幹事会の約30分前（14時半頃）に幹事長の議員会館事務所に呼び出され、その際に、本件報告書の写しの手交ともに「党員資格停止一年の処分案を常任幹事会に諮る」との言い渡しがなされ、その後、本件報告書の全体についてごく簡単なかいつまんだ説明がなされ、続いて、常任幹事会の前に処分案が諮られた執行役員会の模様の説明がありました。そして、その中では、「倫理委員会で弁明の機会があるのか。」「執行役員会や常任幹事会で本人は弁明の機会がないのか。」との旨の質問に対し、「倫理委員会に諮問すれば確実に弁明の機会が与えられる。執行役員会や常任幹事会で弁明の機会を与えるかについては、今のところそれは倫理委員会の役割。」との旨の回答をしたとの説明がありました。

この間、処分の理由についての幹事長からの説明は一切なく、その理由を問い質した際には、後に文書で明らかにするとのことでした。それに対し、（現時点で）文書はないのですかと問い質したところ、処分の理由等を記した文書は作成中とのことでしたので、本面談が弁明の場であったとは、到底考えられません。

第3 処分理由が事実と異なるまた趣旨が不明であることなどにより不当であること

1 理由「① 性犯罪の実態や、その背景にある日本社会が抱えるジェンダー差別の本質について、本多議員の発言は認識を欠くものであったと言わざるを得ない。」への反論

問題とされている発言（WT中間報告案に記載され報道された表現と本件報告書が認定した表現は大きく異なることは後述する）は、言うまでもなく私の性的指向の表明などではなく、人に重い処罰を課す法律議論の中での限界事例の検討の例示に過ぎず、この発言をもって、性犯罪の実態やジェンダー差別の本質への認識を欠くとの指摘は不当です。なお、「自分が」との表現は、大きな年齢差のある恋愛は存在しないとの趣旨の講師の発言に対し、例えば、実在の自分が恋愛の存在を主張しても否定されるのかとの思いで例示したものです。

私は、長年、性犯罪に関する刑法改正について深く関心を持っており、被害の深刻な実態、さらに、当事者の方が訴えておられる法律の隙間で処罰されないことがある実態、訴えること自体困難なことがある実態などについて深く理解しております。その理解の一方で、人に処罰を課す法律について慎重な議論が必要であるとの姿勢であったもので、性犯罪被害への無理解との指摘は全く当たりません。

また、ジェンダー差別については、医大女子入試差別問題について本任期中も二回にわたり予算委員会で取り上げるなど、その解消に向け、積極的に取り組んでまいりました。

これらの議員活動は、私の一人の人間としての姿勢に基づくものであり、例えば、「男らしい、女らしい」といったような言葉使いを日常を含めてすることはありません。

ジェンダー差別の「本質」との表現がありますが、ここでいう「本質」が何かについては定義が不明確であり、そもそも、立場や学説などで議論があることも想定され、こうした抽象的な概念を持って処分

の理由とすることは不当であると考えます。

- 2 理由「② 加えて、外部から招いた講師に対する発言を含め、発言そのものが対外的に伝えられれば被害当事者の皆さんなどを傷つけるおそれを含んだものであり、そのことについて当然に配慮すべきであったのに、それが著しく欠けていた。」に対する反論

私としては、当該発言について対外的に伝えられたことにより結果的に被害当事者の方々を傷付けてしまったことについては反省し、6月7日及び8日に謝罪をし、嚴重注意を受けています。

今となっては言い方を工夫すべきではあったと反省しているところですが、外部講師がいらしたとはいえ、当日の議論が対外的に伝えられることになるものとは全く想定をしていませんでした。

中間報告案はWTで諮られることもなく、また私の発言とされる部分について私に事前の確認を求められることもなく、党所属の全国会議員にメールによる一斉送信がなされその翌日に報道されることになったものです。こうした経緯等に照らせば「当然に配慮すべきであったのに、それが著しく欠けていた」等の指摘は当たらず、重ねて処分をすることは適当でないと考えます。

- 3 理由「③ 全体としての議論の経緯を見たとき、繊細な配慮が必要な案件であるにもかかわらず、議論の仕方そのものが適切ではなかった。」への反論

ここでいう「議論の仕方」が私の行う議論の仕方を意味するのであれば、具体的な事案の例示もなく根拠が不明であり、弁明のしようもありません。

仮に、私の「議論の仕方」が適切でなかったとしても、WTの議論のあり方を預かる座長がそれを指摘し注意すべきものであり、それもなくいきなりこうした重い処分を行うことは不当です。

- 4 理由「④ 当該問題に関する党全体の認識について、国民の期待と信頼を著しく損ねている。」への反論

「当該問題に関する党全体の認識」については、その趣旨が不明と言わざるを得ません。私の発言は、議論途上の例示に過ぎず、また現時点で党の性交同意年齢の引き上げに関する姿勢は明確になっており、党に対する国民の期待や信頼を著しく損ねているとは考えられません。

その上で、私における当該発言の真意及び経緯等については上記にご説明したところですが、私は幹事長の指示に従い行った6月7日のコメント及び同8日の謝罪発言の以降、それらについて対外的に説明を行うことを本件報告書の取りまとめまで控えるように指示され、やむを得ず不本意ながらもそれに従わざるを得なかったところであり、一方で、党としても上記コメント等に示されている私の発言の真意等について対外的な説明は行われていなかったところです。こうした経緯に鑑みれば、こうした理由による重い処分は不適當であると考えます。

- 5 以上にご説明したようにこの度の処分は不当であると考えるところですが、より詳細な見解及びその前提とする本件報告書の問題の詳細については、以下に順次ご説明をいたします。

第4 事実認定の根拠と手法に大いに疑義があること

- 1 本件委員会の事実認定に基づく処分が不意打ちであること

私に対する処分が諮問されるに至った事実認定は本件報告書に基づくもののようですが、そもそも、私は、本件委員会の委員長である金子氏から「処分を前提にした検証ではない」と聞かされており、処分をするための事実調査は党としてきちんと行って欲しいと党幹事

長にも申し入れていました。しかし実際には本件報告書を元に裁かれようとしています。もし、本件委員会の事実認定を元に処分がなされると告知されていれば、正式に文書で各種申し入れをするなり、本件委員会による事情聴取に際し法律専門家の同席を求めるなどの防御措置を講じていました。これは一種の不意打ちであり、適正手続きの要請に反するものです。

2 本件委員会が事実認定の基礎とした証拠が不明であり、また、証拠へのアクセスが認められていないこと

本件報告書1頁には、「諮問を受けた調査のため、関係者へのヒアリングのほか、WTの議論のうち、5月17日、20日、24日、28日、31日、6月2日、3日、4日、7日の録音録画等を確認し、本報告書を作成した。」とありますが、ヒアリングを受けた関係者が誰なのかは明らかになっていません。私が確認した範囲では、5月10日のWTの場にいた方々のうち、例えば、傍聴していた衆議院職員へのヒアリングがされていません。WTの役員のうち1名からもヒアリングがされていません。ヒアリングの対象者の人選が公平なものであったのか疑問が残ります。

また、私には、関係者へのヒアリングへの立ち会いは勿論、どのような供述がなされたのかについても開示されてはおらず、私が反論する機会は与えられてはいません。同様に録音、録画についても開示がされていないため、やはり、私が反論したり補足説明する機会は与えられていません。

特に問題となった5月10日の外部講師とのやりとりについては、発言内容、語気の強さ、言い方などが問題にされているにもかかわらず、録音・録画は存在しないまま事実認定がなされています。録音・録画が存在しない以上、当日の出席者から事情を聴くしかない筈です

が、誰からヒアリングをされたのかは不明です。

本件委員会による事実認定は、私から見れば全て闇の中であり、そのような事実認定に基づき、事実上政治生命を絶たれることは到底承服できません。

3 基本的な事実関係についての誤認、あるいは誤解を招く表記の存在

本件委員会による調査、ヒアリングが適切になされたのではないと私が強く疑うのは、基本的な事実認定の間違い、あるいは、間違いとは至らなくても殊更に誤解を招く表記が目立つからです。ここに指摘させて頂くのは主なものであり、全てではありません。

本件報告書5頁には「前回法見直し以降検討を重ねてきた課題であって議論は熟しているという反対の認識も表明されていた。こうした中で、6月3日（木曜日）中間整理案がWTにおいてとりまとめられて会議に提示され、中間報告案が全議員に対して公開された。WTの組織自体、役員が中心になって運営されていたが、それ以外は自由参加であった。」との記述がありますが、実際には、非常にイレギュラーなことではありますが、中間報告案はWTにおいて提示される前に党所属の全国会議員にメールで一斉配信されています。

本件報告書4頁には「一方で、本多議員は、WTで被害当事者を呼んで話を聞くことに対する不満を再三述べていた。」とありますが、事実と異なります。私はヒアリング対象者のバランスを問題にただけであり（結局性交同意年齢引き上げに慎重な立場の識者は一人も講師としては呼ばれていません。）、被害者を呼ぶことに反対はしていません。これも、WTの参加者から広くヒアリングをしていればすぐに分かる筈のことですし、何時の発言なのか音声データで特定して頂きたいです。

本件報告書7頁には「ある女性議員が性交同意年齢を引き上げるべ

きだという発言をした際、本多議員のミュート解除されており、大声で「そんなことを言ってるからダメなんだよ」という声が会場に響いたとありますが、これは、会場ではなく選挙区の車中にいた私が自分の秘書に話をした内容がオンラインの操作ミスで会場に聞こえたものであり、女性議員に向けたものではありません。この点も私は本件委員会のヒアリングで問われ説明をしていますが、本件報告書には反映されていません。(当該女性議員にはその後直接お詫びをしています)。

4 不意打ち的に登場するパワハラ疑惑

本件報告書5頁には「本多氏が激昂して机をたたいて外部のアドバイザーを怒らせた」、本件報告書6頁には「今回の発言が、外部講師とのやりとりの中で言われた言葉であることも含めて、複数外部講師への本多議員のパワハラ的な言動もインターネットなどで話題になっている。外部から招いた講師に対して公党の主催する会議でこのような非礼が行われたことへの驚きの声である。一方で、今回のヒアリングでも内外を問わず、多くの人たちが本多議員の日頃の言動の問題点について触れている。」とありますが、具体的な言動、日時の指摘はなく、反論の仕様もありません。

同じく本件報告書6頁には「言われている一連の発言が厳密な意味でパワーハラスメントに該当するかどうかはさておき、外部講師には非礼を超えた不快感や嫌悪感、場合によっては暴力的とも言われる威圧的な対応がとられていたこと自体が問題視されなければならない。最大の問題点は、開かれた言論の場で、例え自分の主義主張に合わない主張であろうとも、相手の意見を封じるような言動は、そもそもありえないというものである。こんなことがこれまでも本多議員によって幾度か繰り返されていたことに問題がある。本多議員は、政策論争

のつもりというが、本件発言にしろ、本人が感情的になって記憶がないと言うほどの場面もあり、議論の体を全くなしてない場面もみられる。こうした点からは、立法府の一員としての資質自体が大いに問われる。」との記載がありますが、少なくとも、今回のWTにおいては本件報告書の指摘するような行動をしたことはありません。ハラスメントの告発もなく、具体的な日時、事実関係の特定もないまま、普段の言動や三年前のWTにおける言動が突然に持ち出されて処分に際し考慮されることは承服できません。もし、私のWTにおける普段の言動がここまで問題あるものでしたら（しかし、本件委員会もパワハラに該当するとの断定を躊躇しています）、寺田座長が注意をするなどして対応すべきですが、そのような事実は一切ありません。後ヅケで付け足した別件の言いがかりのようなパワハラ疑惑で処断されることは到底納得がいきません。

5 不当な人格攻撃

本件委員会による私からのヒアリングは全委員によるオンラインのヒアリングが1回、委員長と対面のヒアリングが1回だけです。たった、これだけの接点しかない私について、法律的な限界事例を示したことを根拠に、学術用語を多用し、私の問題発言とは直接関係ない特定筆者の自論を延々と展開した上で、認知の歪みの中身も具体的に特定しないまま「認知の歪み」などと決めつけ、「性的な視線」などにまで言及することは不当な人格攻撃以外の何物でもなく、到底容認できません。

6 本件委員会の立ち位置

本件委員会は、委員長以外のメンバーが公表されず、中立性、公平性が担保されていません。また、「報告書」では、党内にも幅がある政策論にも立ち入り立場性を明確にしています。こうした委員会が、特

定議員の処分的前提となるような事実関係の調査を行うことは適当ではないと考えます。

第5 今回の騒動の原因となった「14歳と性交」は本件委員会も認定しておらず、「党の名誉に著しい悪影響を及ぼ」したのは寺田座長による事実と異なる情報発信にあること

1 今回、私の発言とされるものが大々的な注目を集めるきっかけになったのは、産経新聞の6月4日付の記事「出席議員が「50歳近くの自分が14歳の子と性交したら、たとえ同意があっても捕まることになる。それはおかしい」などとして、成人と中学生の性行為を一律に取り締まることに反対したことがわかった。」という報道であり、この記事をきっかけに「14歳と性交」という刺激的な表現が報道上独り歩きして大騒ぎになっています。

2 しかしながら、本件報告書における事実認定は、「また、本多議員は、50代の私と14歳の子とが恋愛したうえでの同意があった場合に罰せられるのはおかしいと、強めの発言をした。」というものです。

前述した通り、中間報告案は6月3日のWTにおいて公開される前に党所属の全国会議員に送付されています。こちらの中間報告案を送付したのは寺田座長です。この中間報告案では「例えば50歳近くの自分が14歳の子と性交したら、たとえ同意があっても捕まることになる。それはおかしい。」との表記でしたが、これがメディアに漏れ、「14歳と性交」というセンセーショナルな報道につながっています。

この報道の発端は、そもそも、本件委員会すら認定していない「14歳と性交」という事実と異なる発言が、中間報告案に記載されたことです。

3 寺田座長は、SNSなどの発信で「慎重意見あることを中間報告に

載せるよう御本人も求めていました」などと述べていますが、事実と異なります。私が強く求めていたのは、結論部分での慎重意見の両論併記であり、議論の途中の具体的な意見の掲載など想定もしていませんし、要求もしていません。会議の音声データを確認いただければ、証明されるはずです。

- 4 私は自分が発してもいない「14歳と性交」という言葉で事実上政
党政治家としての政治生命を絶たれることは到底承服できません。

第6 政治家が政党内部の政策を論ずる会合における発言内容を理由に 処分される前例を作るべきではないこと

- 1 WTでは参加者全員が、性犯罪は絶対にあってはならないこと、現
行法には運用上の問題があることの認識は、私も含め共有し前提とさ
れていました。その中で私の発言は、現行法制上条例の規定及び裁判
所の判断によりそのほとんどが処罰されている年齢差の大きなケー
スについて、「真摯な恋愛」が存在する場合などについて処罰しない
との最高裁判決にも基づく例外規定の必要性の有無について、改めて
講師に確認したものであり、処分の対象となるようなものではないと
考えます。法律の議論をするのに仮定をすることがおかしいなら、議
論は成立しません。議論の場にいる方へ一定の配慮は必要ですが（配
慮が足りなかったことは反省しています）、国民に刑罰を科す立法を
議論する際には、被害者の思いに寄り添うことは当然の前提としつつ、
情緒や感情のみに流されない慎重な検討が必要だと考えます。
- 2 私が発言した場は、性犯罪に関する刑法の処罰範囲拡大の改正に関
する非公開の党内議論です。その中間報告案、それも不正確なものが
外部に漏れて、そこに「14歳と性交」という刺激的な表現が入って
いたために報道を通じて世間に広く誤解が広まることになりました。

しかし、先にも述べたとおり、5月10日のWTでは「14歳と性交」という発言は本件委員会も認定していません。また、「14歳と恋愛」という表現が例え不適切で不快感を与えるとしても、これが重い処分の対象となるなら、立憲民主党の政治家は、非公開の場であっても自由闊達な発言が出来なくなるのではないのでしょうか。また、この発言は、性交同意年齢を引き上げることの妥当性を問うための議論の中の仮定の限界事例の提示、講師への問いかけによる問題提起に過ぎません。

日本国憲法における大原則は自由の保障です。刑法上犯罪となる範囲を拡張するのであれば、処罰されるべきものが処罰されるように手当をする際には、処罰に値しないものが処罰されることがないように自由と規制のバランスを厳密に考えることは必要かつ当然です。来年には成人年齢が18歳に引き下げられます。その場合、18歳(成年)と15歳が恋愛関係の中で合意の上で性交した場合、例外なく5年以上の有期懲役に処されてしまいます。これにも賛否があるのは当然ですが、私は何らかの例外要件等の措置が必要だと考えました。

- 3 本件は私がすでにお詫びをし、嚴重注意処分を受けています。
- 4 政治家が政党内部の法律を論ずる会合における事例の提示を理由に、政党政治家にとって事実上政治生命を絶つに等しい「党員資格停止・公認取消」という判断は、やはり重すぎます。こうした前例を作るべきではありません。

以上